



Title	播磨国風土記における品太天皇
Author(s)	八木, 穀
Citation	語文. 1959, 22, p. 12-16
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68533">https://hdl.handle.net/11094/68533</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 播磨国風土記における品太天皇

## 八木毅

播磨国風土記の所出説話を検討してみて、わたくしは、各説話の単位構成字数が最低三十字で、その最低字数を超えて字数が増加するに従つて文学性も増大してくるといふことを考へてゐる。それらの説話には夫々の書き出しに「昔」、「□□之時」、「□□之世」は印南・飾磨二郡のみ)、「□□御俗」などといふのが見られる。いまそれを郡別に表示すれば次の如くなる。

		世時昔			
カ	コ	0	1	4	0
イ	ナ	4	2	2	2
シ	カ	4	11	3	1
イ	ボ	11	13	1	0
サ	シ	3	4	1	0
カ	ン	1	1	0	0
タ	サ	0	3	6	0
カ	キ	0	4	0	1
ミ	ハ	5	2	0	1
ナ	モ	0			
ギ					
	計	(1)	28	42	17

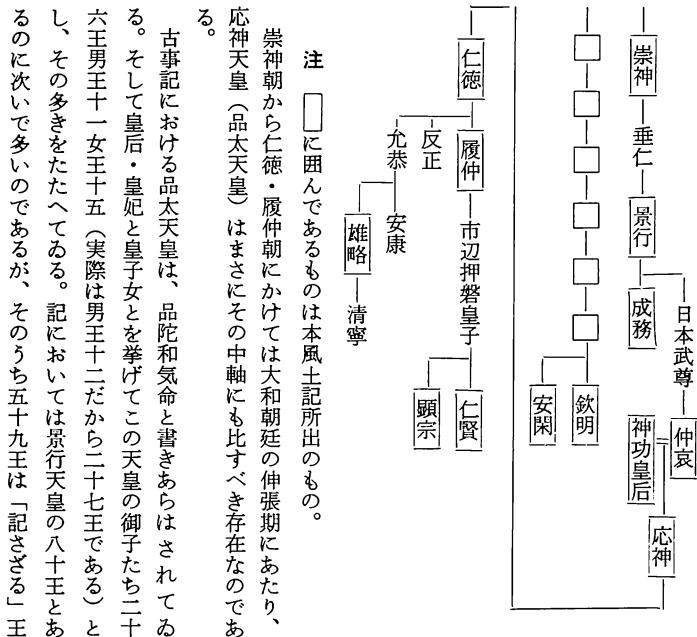
兄伊射報和氣命などである。「昔……之世」、「昔……之時」といふのは各一例が見出されるのみである。「昔」は不定時の過去をさすのを普通としているのだが右の二例の場合には、ある時点に限定されてくるである。  
播磨国風土記所見の偉大なる活動主体には、崇神、景行、成務、仲哀、神功皇后、応神、安閑、欽明、仁德、履仲、仁賢、頭宗、雄略などのほかに大汝命(葦原志許乎)、伊和大神、天日槍などを挙げることができる。これらの中、本風土記に五回以上でてゐるものを見ると次の如くなつてゐる。

		品太天皇						
		天日槍			品太天皇			(韓人、漢人)
		葦原志許手	伊和大神	息長帶	大汝命	葦原志許手	伊和大神	
カ	コ	0	0	0	0	0	0	0
イ	ナ	0	0	0	1	1	0	0
シ	カ	1	0	2	1	1	0	10
イ	ボ	5	1	2	3	2	1	18
サ	ヨ	4	0	0	1	6	0	0
シ	サ	16	4	0	0	0	6	0
カ	ン	3	0	1	0	0	0	6
タ	サ	1	0	0	0	4	0	5
カ	キ	0	0	3	0	0	0	7
ミ	ナ	0	1	0	0	0	0	0
	計	30	6	8	8	16	8	46

これは説話内容の時代を示すと同時に、例へば「品太天皇巡行之時」とか「品太天皇之世」などとある場合には、多くはその説話における主体をも同時に示してゐるのである。

注「昔」とある説話でてくる主体は、大帶日子命、大部造等始祖、大汝命、新羅國人、但馬國人、吳勝、阿多連百足、大

これによつてみると、韓人の存在は、天日槍、大汝命と関聯してゐるやうであり、讚容・安粟両郡では、品太天皇と伊和大神との間に相互補完的な関係があるやうである。そしてこのやうにしてみると、本風土記において品太天皇の占めてゐる絶対的とは言へぬが圧倒的な地位に注目せざるにはをられないのである。



注 □ に囲んであるものは本風土記所出のもの。  
崇神朝から仁徳・履仲朝にかけては大和朝廷の伸張期  
応神天皇（品太天皇）はまさにその中軸にも比すべきを  
る。

古事記における品太天皇は、品陀和氣命と書きあらはされてゐる。そして皇后・皇妃と皇子女とを挙げてこの天皇の御子たち二十九王・男王十一・女王十五（実際は男王十二・だから二十七王である）とし、その多きをたたへてゐる。記においては景行天皇の八十王とあるのに次いで多いのであるが、そのうち五十九王は「記さざる」王

であつて、「録せるは廿一王」であるから、品太天皇は皇子女の多さにおいてみただけでもすでに專制王權をとる英雄としての条件を具へてゐたとせられるであらう。記は皇子女の系譜について、大山守命と大雀命、宇遲和紀郎子三皇子の間における皇位繼承争ひの伏線的な説話を語り、以ト近江行幸、宮主矢河枝比売、髮長比売、吉野國主、大陸からの文化渡来、大山守命の反逆など、歌謡を伴つた形の説話を語つた後、天の日矛説話を秋山下氷壯夫・春山霞社の方ではどうかといふに、葦田天皇と書きあらはし、皇后・皇妃と皇子女とを挙げて「凡て是の天皇の男女供せて廿王（實際は十九王）」で記よりすつと少くなつてゐるのに、それにつづく記事においては（①東の蝦夷が悉く朝貢したこと、②海人あまを統一し、安婆連あんぱつらんをその宰さへたらめしたこと、③百濟に対する干涉、④山守部を定めしたこと、⑤高麗・百濟・任那・新羅の來朝、⑥新羅の討伐、⑦吉野國櫛の朝服など、諸族の帰伏が記述せられ、さらに天皇の業績として、①巨船「枯野」の建造、②韓人池の築造、③大陸文化の攝取、阿直岐の來朝、④淡路から吉備にかけての大遊獵、⑤諸國が一時五百の船を貢つて、武庫の水門に集結したことなど、これらは帝王としての大事業を成就した偉大な存在として讃仰する心をもつて記されてゐるのである。

右によつてみれば品太天皇の人間像は記よりも紀において、より偉大化、英雄化せられてゐると言へるであらうと思ふのである。

に、例へば日向の髪長媛を召されたのに皇子大鷦鷯尊が恋憤を抱かれた時の天皇の態度にもみることができる。

古事記・日本書紀ともにその本文においては、品太天皇が播磨国に行幸せられたことを記してゐないが、日本書紀（応神紀十三年）では髪長媛の記事に「一云」として、諸県君牛が女の髪長媛の一行

を伴つて播磨国加古の水門にまで来たのを、折しも淡路に遊獵中であつた品太天皇が見つけられて、加古の水門に迎への使をやられて

あるが、この時、御船が播磨国に寄港した可能性はあるが、そのことは記されてゐないのである。

ところが播磨国風土記においては、さきに表示した如く、品太天

皇は所出回数においてまさに第一位を示してゐるばかりでなく、以下において判明するであらうやうに、夫々の説話内容の時代を示すとともに、その殆んどにおいて説話の主格となつてゐるのである。

ここで本風土記における品太天皇の所出記事を列挙しよう。

番号 行数	郡	里	冒頭形式	記事内容
(5) 99	(4) 98	(3) 93	(2) 91	(1) 71
〃	飾	印賀	磨	南古
アサフ	コチ	カヤ	カヤ	マサキ
大立丘	幣丘			
時	品太天皇見之地形	品太天皇巡行之時	品太天皇奉幣地祇	品太天皇巡行之時 天皇の行為 〔地状望覧〕
時	品太天皇從但馬巡行之	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為 〔地状望覧〕
時	品太天皇之行為			

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
221	206	198	197	196	186	177	167	165	157	150	138	137	134	123	119	114
枚方里見山	麻意比川	楳折山	邑智駒家	邑智駒家	邑智駒家	林田	菅生	上岡	香山	郡名	伊刀島	アヤベ	少川	少川	大野	品太天皇之世
品太天皇	品太天皇	品太天皇	品太天皇	品太天皇	品太天皇	品太天皇	品太天皇	品太天皇	品太天皇	アヒノ	アヒノ	アヤベ	アヤベ	アヤベ	品太天皇登於夢前丘而望見者……	
見	見	見	見	見	見	見	見	見	見	時	時	時	時	時	天皇の行為〔狩〕	
天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	〔狩〕	〔狩〕	〔狩〕	〔狩〕	〔狩〕	天皇の行為〔狩〕	
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	天皇の行為〔地状望覧〕	
行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	自然現象	自然現象	自然現象	自然現象	自然現象	社会現象	
為	為	為	為	為	為	為	為	為	為	天皇の行為〔狩〕	天皇の行為〔狩〕	天皇の行為〔狩〕	天皇の行為〔狩〕	天皇の行為〔狩〕	天皇の行為〔狩〕	
〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	〔	天皇の行為〔狩〕
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	
望	望	望	望	望	望	望	望	望	望	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	
覧	覧	覧	覧	覧	覧	覧	覧	覧	覧	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	〔地状望覧〕	

37 442	36 441	35 416	34 415	33 411	32 406	31 402	30 397	29 298	28 276	27 262	26 247	25 227	24 226	23 225
託 賀	託 賀	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容	神 宍 講 前 禾 容
都 鈴 堀 山	都 比 也 山	磨 布 理 村	蔭 山	多 馳 ( 云 )	多 馳 勢 賀	川 辺	生 野	桑 原	萩 原 鈴 喫	浦 上 神 島	石 海 酒 井 野	大 家 法 山	大 家 法 山	枚 方 里 阜
品 太 天 皇 巡 行 之 時	品 太 天 皇 巡 行 之 時	爾 除 道 刃 鈍 仍 勅 云	品 太 天 皇	品 太 天 皇 御 俗	品 太 天 皇 巡 行 之 時	品 太 天 皇 勅 云	品 太 天 皇 勅 云	品 太 天 皇 御 立 於 櫛 折 山	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 巡 行 之 時
天 皇 の 行 為 ( 狩 )	天 皇 の 行 為 ( 狩 )	天 皇 の 行 為 ( に 関 連 )	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為 ( 地 状 望 曉 )	天 皇 の 行 為 ( に 関 連 )	天 皇 の 行 為 ( 地 状 望 曉 )	天 皇 の 行 為 ( 地 状 望 曉 )	天 皇 の 行 為 ( 地 状 望 曉 )	天 皇 の 行 為 ( 地 状 望 曉 )	天 皇 の 行 為 ( 地 状 望 曉 )

右によつて知られるのは、賀古・印南・讚容・宍木・美穂の五郡には品太天皇の所出記事がないこと。所出記事のある郡の内、海辺部飾磨・揖保の夢前川流域・揖保川下流二郡ではさきに挙げたやうな多くの天皇が競合するのに対して、山間部、すなはち加古川・市川の上流神前・託賀・賀毛三郡では、品太天皇独走の觀があること。他の天皇の場合には、その治世を示すに過ぎぬ場合も多いが、品太天皇の場合は、その殆んどが、所出記事の主体となつて活動し

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
491	481	471	467	466	458	456	448	447	444
美 囊						賀 毛	〃	〃	〃
穗 小 目 野	起 勢 自 死 江	栖 須 美 野	品 修 布 遲 部 村	修 鹿 昨 山	上 鴨 下 鴨	郡 名 阿 多 加 野	都 麻 都 麻 目 前 田	都 伊 夜 丘	都 麻 伊 夜 丘
品 太 天 皇 巡 行 之 時	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 狩 行 之 時	品 太 天 皇 狩 行 之 時	品 太 天 皇 巡 行 之 時	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 狩 於 此 野	天 皇 狩 犬	品 太 天 皇 狩 犬
天 皇 の 行 為 〔地 状 望 覽〕	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為 〔地 状 望 覽〕	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為 〔狩〕	天 皇 の 行 為 〔狩〕	天 皇 の 行 為 〔狩〕	天 皇 の 行 為 〔狩〕

てあることなどである。

しかして右の四十七項中、地状くにじを望覧せられたといふもの十、狩獵記事が十三あって、両者はあはせるとほぼ全項の半数になる。そしてこれらと相重なるのだが、巡行記事は全記事の半ば以上に及ぶのである。といふよりは「品太天皇之世」と治世の表示にのみ用ひた場合（この場合でも天皇が行為の主体になつてゐる場合がある）以外の品太天皇の所出記事は、すべて「巡行説話」であるといひうるのである。

そしてその「巡行説話」を特色づけてゐるものは「狩獵説話」である。播磨国風土記中には十七項の狩獵記事の所見がある。それらのうちにおいて、品太天皇の主体となつてあるものが、十三にまで及んでゐることは注目すべきである。このことは品太天皇自身に農耕的・定着的な要素がなく、中央支配権者の性格が認められてゐたからによるものであると考へられるのである。これは前記地状望覧記事の主体となつてゐることと考へあはせても首肯せられるところがあらう。

冒頭に「品太天皇之世」とあるもののうち<sup>⑭</sup>は鳩に似た、名の知れない鳥がある時期に住むといふこと。<sup>⑮</sup>隻ひの鳴がてそれが栖を作り、卵を生んだといふことの二つは、いづれも鳥類にかかる地名説明であつて、同様な鳥類にかかる話は肥前国風土記、養父郡島櫻郷に、「菅田天皇之世」のこととして、養ひ馴らした鳥を朝廷に貢上したといふ記事がある。記事内容と、品太天皇とは直接の関係がないのであるが、<sup>⑯</sup>も<sup>⑰</sup>も、ともにその前や後に品太天皇の狩獵記事があつて、それとの結びつきを考慮すべきものである。記事の主体が品太天皇でない場合としては他に社会現象を記したもの

として挙げた二項がある。その一つは<sup>⑯</sup>の川岸の道路工事の折に砥を掘り出したこと、もう一つは<sup>⑰</sup>の百濟人が移住してきたといふことの二つである。

品太天皇の偉大はその母にます息長帝比売の三韓調伏に負ふところが大きい。品太天皇の世に新羅國の女神が「命」してきて筑紫から攝津國の比売島に住つたこと（逸文攝津國風土記、万葉集註解所引）や、<sup>⑮</sup>の新羅の客が「來朝」したこと、<sup>⑰</sup>百濟人の參來の記事などはいづれもこのことにかかはりなしとはし難いであらう。

品太天皇の英雄化といふことは、古事記においてはとりたてて言ふべきものを見ないが、日本書紀では國力拡張に活躍した帝王としての記事がかなり多く載せられ、かかる朝史の品太天皇觀を裏付けする野史的な面をもつのが播磨國風土記である。そして品太天皇を思ふ存分に海辺・山間の五郡にわたつて巡行、活躍せしめることによつて播磨國風土記中、第一の英雄を誕生せしめたのである。

しかしてこのやうな品太天皇觀が、播磨國にどのやうにして発生し、伝来し、記述せられたかについての詳細については判明しない。品太天皇が全然出て来ない郡のあることも面白い。一部に言はれるような国造家の國記が風土記の資料だったとする説にはわたくしは贅否を明らかにすべき確証をもたないが、郡と郡との間の、ある時期における連繫の状況を、そのことは示してゐるかも知れぬといふ程度のことならば言つてもよささうである。

——愛知県立女子大学助教授——